## (短時間労働者の待遇の原則)

5 とする場 第  $\mathcal{O}$ 八条 程 れ るも 度 ( 以 下 ので 合 事 業 に あ 主 お 0 職 1 が て て 務 0 は、 はならな そ 内 0) 当 容」 雇 該 用 \ \ \ という。)、 待 す うる短時 遇  $\mathcal{O}$ 相 違 間 当該 は、 労働 職 者 当 務の内 該 0) 待 短 時 遇 一容及び を、 間 労働 当 配 者 該 及び 置の変更の範囲その 事 業 所 通 に 常 雇  $\mathcal{O}$ 労 用され 働 者 る通  $\mathcal{O}$ 他 業 の事 務 常  $\mathcal{O}$ 0 労働 内 情を考慮して、 容及び 者 0) 待遇と相 当 該 業 務 不合理と認 E 違す 伴う るも 責 8 任

# (通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

者」 更 第 の て 九条 0 雇 職 とい 用 範 囲 関 務 ِ ئ と同 係 内 事 業主 が 容 に 同 終 は、 0 0 了するまでの 範 7 短 囲 て 職 時 は、 で 間 務 変更されると見込まれるも 労 0 短 働 内容が当該 時 全期間に 者 間 とい 労働 者 う。 事 お 業所に であることを理 1 て、 で 雇 その あ 0 用される通 職 て、  $\mathcal{O}$ 務 (次条及び同 当該 由として、  $\mathcal{O}$ 内容及び配置が当該通常の労働 事 常 業所  $\mathcal{O}$ 労働者と同 賃 頃に 12 金 お お け 0 決定、 る慣行 1 7 0) 通 教育 そ 短 常常 時  $\mathcal{O}$ 訓  $\mathcal{O}$ 他 間 労 労 練  $\mathcal{O}$ 者の職 働者  $\mathcal{O}$ 働者と同 事 実施 情 カコ (第十一 務の 5 視 福 4 すべ て、 利 内容及び配 条第一 厚 き短時 当該 生施 項 設 事 に 業 間 の 利用 労働 主と おい の変

そ

0)

他

 $\mathcal{O}$ 

待遇に

つい

て、

差別

的

?取扱い

をしてはならない。

#### (賃金)

第十条 Ļ 間 労働者を除く。 その賃金 事 業 (通勤手当、 主 は、 次 条第二項及び第十二条にお 通 常 0 退職手当その他の厚生労働省令で定めるものを除く。)を決定するように努めるものとする。 労働 者との 均衡を考慮し 1 て同 0 ľ つ、 そ 0  $\mathcal{O}$ 雇用 職 務 する短い  $\mathcal{O}$ 内 容 時 職 間 労働 務  $\mathcal{O}$ 者 成 果、 (通 意欲、 常  $\mathcal{O}$ 労働者と同 能 力又 は 経 視 験等 すべ き を 短 勘 案 時

#### (教育訓練)

第十一 要な能力を付与するため 除 き、 以 職 下この 務 内容 事業主は、 項 にお 同 短 V 通常 て 時 同 0 間 ľ t 労働者に対しても、 の労働者に対して実施する教育訓練であって、  $\mathcal{O}$ に つい が 既 に当 て は、 該 職務内 職 これを実施しなければなら 務 に 必 容同 要 な能 短 時 力を有して "間労働 者 1 (通 ない。 る場 当該通常の労働者が従事する職務の遂行に必 常 合そ の労働者と同視すべき短時間労働  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 厚 生労働省 令で定める場 者 合を を除

容、 2 事 職 業主 務  $\mathcal{O}$ 立は、 成 果、 前 項 意 に定め 欲、 能 るも 力及び  $\mathcal{O}$ 経 0 ほ 験等に応じ、 か、 通常の労働者と 当 |該短時 間 の均衡を考慮しつつ、 労働者に 対 して教育訓 その 練を実施 雇用する短時 するように努め 間 労働 者の るも 職 0) 務  $\mathcal{O}$ 

### (福利厚生施設)

す

ź。

内

遂行に資するものとして厚生労働省令で定めるものについては、 第十二条 事 業 主は、 通 常  $\mathcal{O}$ 労働者に 対 して利用の機会を与える福 その雇用する短時間労働者に対しても、 利厚 生施設であって、 健 康の 保持 又は 利用の 業務  $\mathcal{O}$ 機会を 円 滑 な

与えるように配慮しなければならない。

## (通常の労働者への転換)

第十三条 事業主は、 通常の 労働 者 の転換を推進するため、 その雇用する短時間労働者について、 次の号の いずれか

の措置を講じなければならない。

通常  $\mathcal{O}$ 労働者の募集を行う場合において、 当該募集に係る事業所に掲示すること等により、 その者が 従事 すべき

業務の内容、賃金、労働 .時間その他の当該募集に係る事項を当該事業所において雇用する短時間労働者に周知すること。

当該

配

置の希望を申し出る機会を当該配置に係る事業所におい

て雇用する短時間労働者に対して与えること。

通常の

労働者の配置を新たに行う場合において、

定の資格を有する短時間労働者を対象とした通常の労働者への転換のための試験制度を設けることその他 の通

常の労働者への転換を推進するための措置を講ずること。